

# 農業委員会だより

●発行 平成31年3月31日  
●企画・編集 大和市農業委員会  
〒242-8601 大和市下鶴間一丁目1番1号  
電話 046(260)5137

農家戸数/381戸  
経営面積/202.24ha  
(平成31年1月1日現在)



観光花農園



## 農地等の利用最適化に向けて

大和市農業委員会会長 小菅 正徳

陽春の候、皆様方におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から、農業委員会の活動に対しましてご理解ご協力をいただき心より感謝申し上げます。

昨年5月、農業委員会法の改正に伴う新体制に移行して、はや一年が経過しようとしております。新体制ではそれまでの荒廃農地対策部会の取り組みを見直し、年1回の利用状況調査(農地パトロール)を複数回に増やし、より適正な遊休農地の把握に努めるとともに、是正・改善に向けた土地所有者への助言等の充実を図り、名称も遊休農地対策部会と改めました。

遊休化農地に対しては、規模拡大農家への農地の貸し借り等を進めることなど、農地が生産活動の場として利用されることを第一に取り組んでまいりました。その結果皆様のご協力をもちまして、今年度は遊休農地の増加を防ぐことができました。

このほか新規参入の促進等による農地等の利用の最適化の推進なども、農業委員会の必須事務と改正法に位置付けられ、委員一同その責任と役割を再認識し業務に努めているところでございます。

農業の現状は、農業者の高齢化や担い手の減少や増加する遊休農地など、一朝一夕には解決できない課題がある一方、今回の「農業委員会だより」でも特集を組みました生産緑地制度は、都市にあるべきものと位置付けられ、昨年9月からは貸し借りも可能になるなど、仕組みが大きく変わりました。新しい生産緑地制度を理解し、その活用次第では本市の農業振興の追い風にもなるのではと思います。

今後も地域や関係機関の方々の協力のもと、農業者の代表として本市の農業発展に向け業務に取り組んでまいりますので、皆様方のより一層のご指導とご協力をお願い申し上げます。

### 主な内容

- 会長あいさつ ..... ① 農地の適正管理を心がけましょう ..... ④
- 農業委員会活動報告 ..... ② 知って得する農業者年金制度 Q&A ..... ④
- 特定生産緑地制度が創設されました ..... ③

# 農業委員会活動報告

(平成30年1月～12月総会)

農業委員会では、毎月総会を開催して農地の売買・貸借などの権利設定・移動など農地転用に伴う農地法等の許可申請の審査を行っています。

今年も、農地パトロール月間である8月及び10月に市内農地のパトロールを実施し、遊休農地や農地の違反転用などの早期発見に努め、その発生防止を呼びかけました。平成28年4月からの農地法の運用により、農業委員会の農地の「利用状況調査」、遊休農地の是正指導権限が強化されたことから毎年実施しているものです。

近年の農業者の高齢化や担い手不足等に伴い、遊休農地

が年々増加する傾向にあるため、耕作できない農地については、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定や都市農地の賃借の円滑化に関する法律等を活用し、意欲のある農業者に貸付し有効利用を図るよう、農地のあっせんを行っています。

このほか、毎年農業委員の資質向上を図り、農業委員会の活性化を図るため先進地視察研修も行っていきます。

今年は、(株)サカタのタネ掛川総合研究センターを視察しました。



農地パトロール



(株)サカタのタネ掛川総合研究センター研修

## 総会における審議内容

主な審議案件	関係法令等取扱い区分	件数
耕作目的の権利移転・賃借権設定	農地法(3条許可)	7
相続に伴う権利取得	農地法(3条の3届出)	19
調整区域内農地の転用(一時転用を含む)	農地法(4条・5条許可)	4
市街化区域内農地の転用	農地法(4条・5条届出)	114
農地利用の増進	農業経営基盤強化促進法ほか	26
諸証明	租税特別措置法施行規則ほか	14
その他	農地中間管理事業の推進に関する法律ほか	3

## お知らせ

農業委員会総会は毎月開催しています。

- 市街化区域の農地転用 **届出制** は随時受付しています。
- 市街化調整区域の農地転用 **許可制** 申請の受付は毎月10日前後が締切りで、県許可までに通常2か月程度かかります。



余裕を持って  
手続きしてください。

## 農政活動協力金募金

昨年12月、各地区の生産囑託員を通じてご協力いただいた「一般社団法人神奈川県農業会議農政活動協力金」の募金は、1月に取りまとめが完了し、合計で162,000円となりました。お寄せいただいたご厚志は、一般社団法人神奈川県農業会議において、農家の皆様安心して農業経営を継続できるよう様々な農政活動に使わせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

## 農地を相続したときは届出を!

農地を相続したときは、届出が必要です。

農業委員会では、例えば相続した方が地元を離れていて、自分では手入れができない場合に、農地の管理についてのご相談や、借り手を探すなどのお手伝いをします。

農地法の改正により、相続などによる農地の権利取得を農業委員会がきちんと把握し、農地の有効利用に努めます。



手続きは **簡単です。** 大和市農業委員会へお問い合わせください。  
電話046(260)5137

# 税制特例を継続するため**特定生産緑地制度**が**創設**

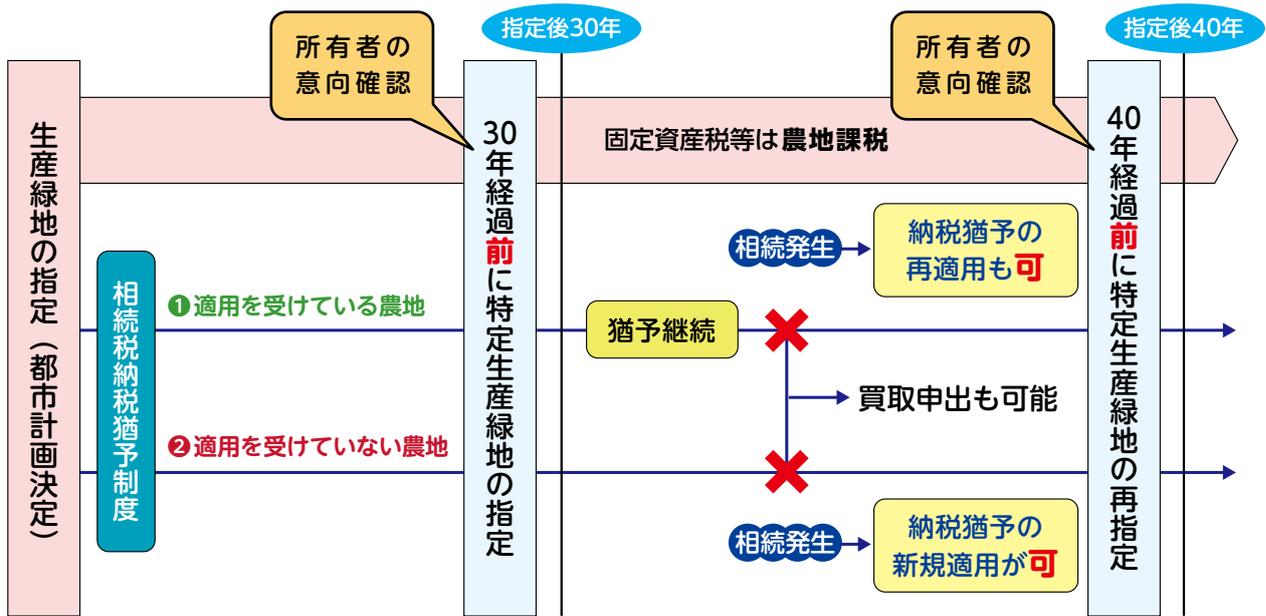
## 買取申出が可能となる時期を10年単位で延長する仕組み

平成29年の生産緑地法の改正により、主たる従事者の死亡等の理由がなくても買取申出が可能となる時期を10年間延長する特定生産緑地制度が創設され、平成30年4月1日から施行されました。

特定生産緑地の指定を受ければ税制特例が継続される関連税法が平成30年3月28日に成立し、同年4月1日から施行されました。税制に関する内容は、以下の図のとおりです。

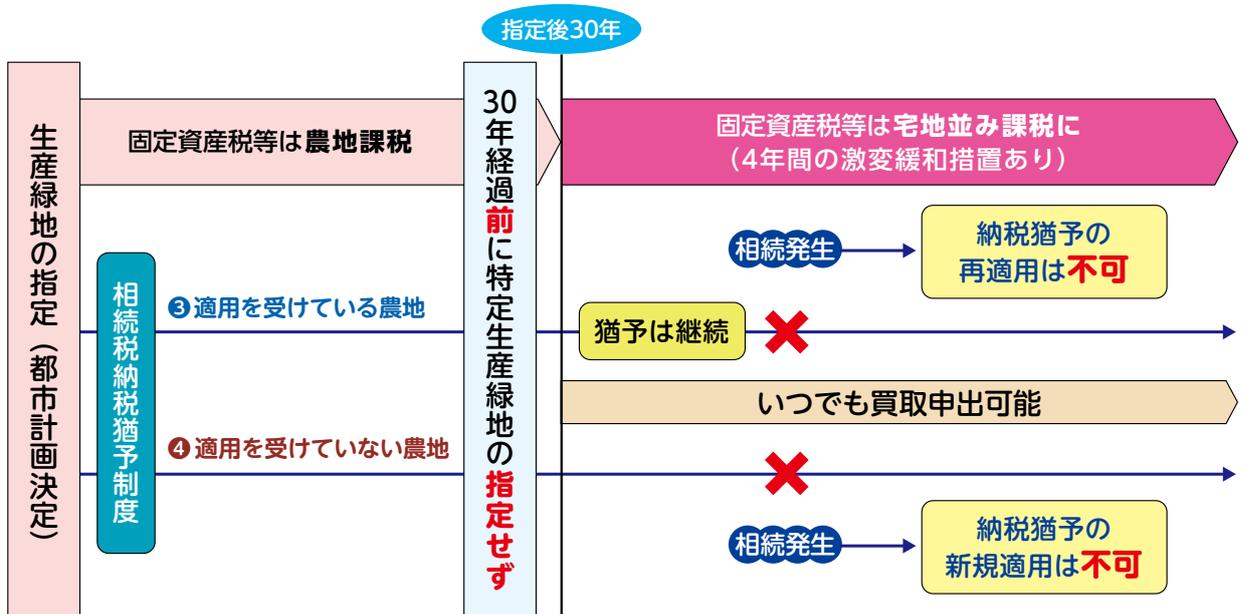
### 特定生産緑地の指定を受けた場合

(現在、相続税納税猶予制度の適用を受けている農地は①、受けていない農地は②の→をご覧ください)



### 特定生産緑地の指定を受けなかった場合

(現在、相続税納税猶予制度の適用を受けている農地は③、受けていない農地は④の→をご覧ください)



※特定生産緑地の指定を受けなくても、買取申出後3ヵ月経過するまでは行為制限は継続

# 農地の適正管理を心がけましょう

## 農地造成については注意してください。

「農地を造成してあげる」「一時的に農地を貸してほしい」などの話を持ち掛けられたら、安易に契約や承諾をしないで、必ず地元の農業委員または、農業委員会事務局にご相談ください。造成については、許可申請が必要になります。また、悪質な業者は残土の投棄場にして、そのまま逃げてしまうケースもあり、そのため所有者が多額な費用をかけて是正することにもなります。



## 農地が耕作できなくなった場合はご相談ください。

後継者がいないなど農地の維持管理にお困りの方は、利用権設定(期限付き農地貸借制度)などによる、農地のあっせんも行っていますので、是非ご相談ください。

**農地のご相談は**  
 大和市農業委員会事務局  
 電話 046-260-5137  
 または各地区農業委員まで



# 知って得する 農業者年金

# Q&A

女性農業者の皆さんご存知ですか？



**Q:** 農業の担い手には何か特別な支援がありますか？

- 保険料の国庫補助期間は、
- ① 35歳よりも前のすべての期間
  - ② 35歳以降の10年以内の期間
  - ①と②の通算して20年以内です。

**補助額の合計額は最高で216万円!**



**A:** 農業の担い手は保険料の国庫補助が受けられます!

国の政策年金である農業者年金制度には、農業の担い手の育成・支援のために、一定の要件を満たしている方に対する月額最高1万円の**保険料の国庫補助**の仕組みがあります。

補助額に見合う年金は特例付加年金として、将来、農業の経営継承(農地等の権利移転・設定等)を行った後、原則65歳から受給できますが、経営継承する時期に年齢制限はなく、受給時期を繰り下げることでもできます。

保険料の補助は要件を満たしていれば一つの経営で何人でも受けられます。女性農業者も家族経営協定を締結して経営に参画し、右表の区分3の適用を受けて、多くの方が保険料の補助を受けています(区分3の方の経営継承は、家族経営協定の経営参画条項を変更し、農業経営から引退すれば良いことになっています。)

### 保険料の補助対象者と国庫補助額

区分	必要な要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者または後継者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円(3割)	4,000円(2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円(3割)	—

(注) 1. 保険料の国庫補助を受けるためには、このほか、①60歳までに保険料納付期間が20年以上見込まれること、②農業所得が900万円以下であることが必要です。  
 2. 保険料の国庫補助を受けている期間の保険料は2万円で固定され、加入者は2万円から国庫補助額を差し引いた金額を負担します。

農業者年金には、①国民年金の第1号被保険者で、②年間60日以上農業に従事する、③60歳未満の方ならどなたでも加入できます。

農業者年金に関するご相談については、最寄りのJAか農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせください。

**独立行政法人 農業者年金基金**  
 〒105-8010 東京都港区西新橋1-6-21 NBF虎ノ門ビル5F  
 電話：03(3502)3942 <http://www.nounen.go.jp/>

**一人ひとりの農業者を応援する農業者年金に加入しましょう!**